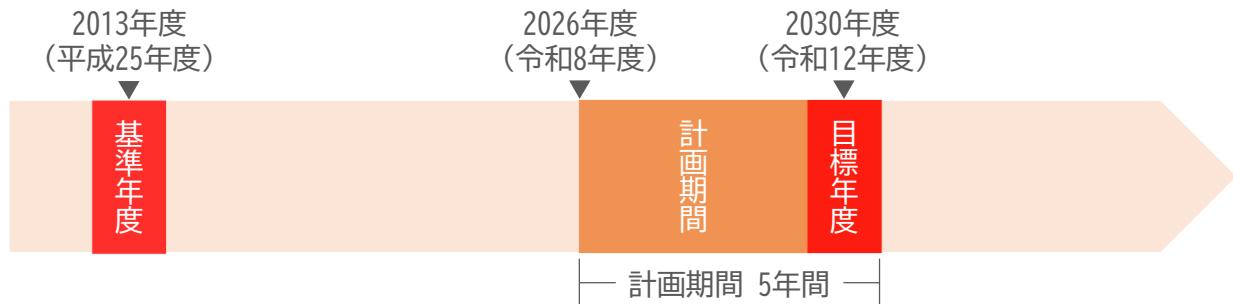


鳥取県東部広域行政管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要版

目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本組合が実施する事務・事業における省エネルギー・省資源などの取り組みを通じて、温室効果ガス排出量を削減することを目的としています。

計画期間・基準年度・目標年度



温室効果ガスの削減目標

目標年度2030年度（令和12年度）に、基準年度2013年度（平成25年度）比で79%削減します。



目標達成に向けた主な取組

① カーボンニュートラル電力の導入推進

新築、更新事業等で調達する高圧電力は、原則として自己託送によるカーボンニュートラル電力とします。また、既存施設（低圧電力含む）についてもカーボンニュートラル電力への切替を検討します。

② 施設整備等の省エネルギー化

施設設備等の新設・更新時には、エネルギー効率の高い機器等を優先的に導入します。

③ LED照明の導入推進

2030年度までに、施設全体のLED照明導入率100%を目指します。

進捗管理体制と進捗状況の公表

「鳥取県東部広域行政管理組合地球温暖化対策実行計画推進委員会」を設置し、実行計画を推進します。また、実行計画の進捗情報は組合ウェブサイトで毎年公表します。